

訪問看護ステーションの新規指定における個人情報の漏洩について

県が介護保険法に基づき指定した訪問看護ステーション*について、法人代表1名及び従業員5名分の個人情報が漏洩する事案が発生しましたので、お知らせします。今後、同様の事案が発生しないよう、情報セキュリティに万全を期してまいります。
*訪問看護ステーション：看護師などが自宅を訪問し、病状の観察や療養上の世話をを行う。

記

1 事案発生（発覚）年月日 2024年2月19日（月）

2 概要

(1) 状況

- ・2024年2月15日に、訪問看護ステーションの新規指定に伴い、関係機関へ事業所情報を郵送した。
- ・2024年2月19日13時頃に、関係機関から長寿福祉課へ、事業所情報以外の法人代表の氏名、住所、生年月日が記載された指定申請書の写し及び従業員の資格証（看護師免許証、理学療法士免許証）の写しなどが郵送された旨の電話があり、情報漏洩が発覚した。

(2) 漏えい件数 6件（個人6件）

- ※ 当該事案は「情報セキュリティ事案対応マニュアル」のレベル分類で、レベル2に該当（影響範囲が庁外に及ぶ場合で、影響度合いの比較的小さな事案）

3 原因

- ・関係機関に対して送付する資料一覧を作成していたが、担当職員が不慣れであり、送付先と送付する書類の種類を勘違いしていたため。

4 対応経過

- ・2月19日夕方に、担当職員が送付不要な申請書類を関係機関に送付したことを確認し、関係機関に対して申請書類の返却を依頼し、回収又は廃棄されたことを確認した。
- ・情報漏洩のあった事業者への謝罪の連絡を行い、納得いただいた。

5 再発防止策

- ・関係機関に対して送付する資料一覧をより分かりやすく見直し、担当職員間で再度、周知徹底を行った。
- ・書類の発送前に複数人で確認を行うこととする。

[参考] 今回誤って申請書類等を送付した関係機関（6カ所）

- ・一般社団法人茨城県医師会
- ・一般社団法人ひたちなか市医師会
- ・公益社団法人茨城県看護協会
- ・社会保険診療報酬支払基金茨城支部
- ・茨城県国民健康保険団体連合会
- ・一般社団法人茨城県訪問看護事業協議会